

郡山市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

条例改正の目的及び内容

【根拠法】(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律

(2) 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

【目的】(1) 育児を行う職員の仕事と家庭の両立支援の拡充 (2) 子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現

【条例改正の内容】(1) 部分休業の新たな取得パターンを設ける。※1パターン→2パターン

(2) 「妊娠・出産時」と「子が3歳に達する前」の2回、職員に情報提供・意向確認等をするを任命権者に義務付ける。

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う育休条例等の改正(令和7(2025)年10月1日施行)

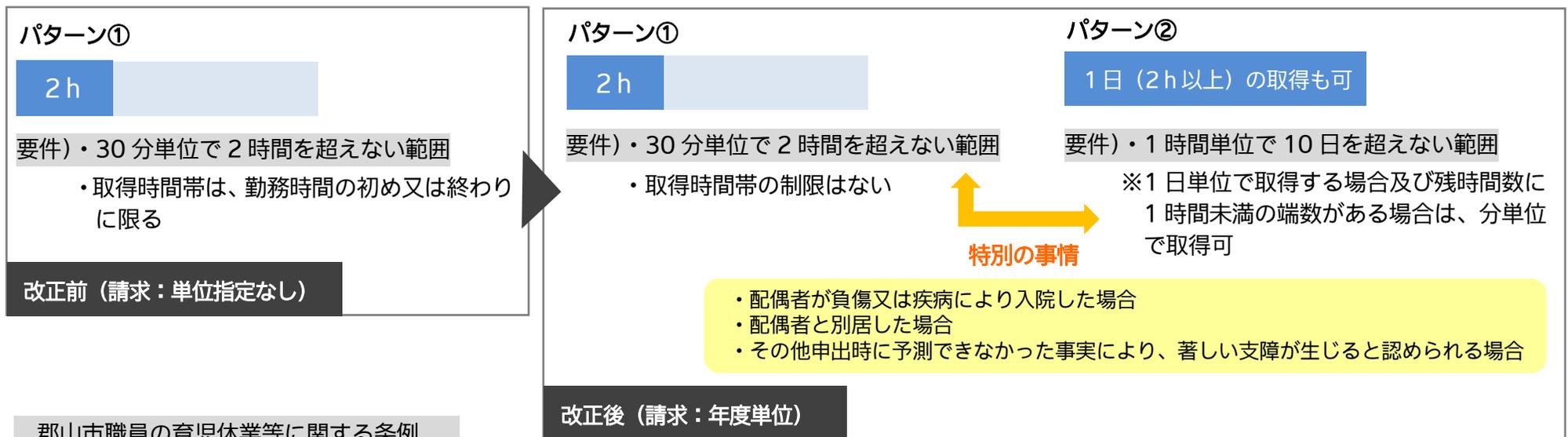
【改正項目】

(1) 部分休業の新たな取得パターン(一年度当たり10日の範囲内)を設ける。

(2) 部分休業の取得時間帯を「勤務時間の初め又は終わり」に限る取扱いを廃止する。

(3) 例外的に、年度途中で取得パターンを変更可能とする「特別の事情」を規定する。

(4) 部分休業の対象となる会計年度任用職員について、「3歳に達するまでの子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。



郡山市職員の育児休業等に関する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

2 育児・介護休業法の改正に伴う勤務時間条例の改正（令和7(2025)年10月1日施行）

【改正項目】

「職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合」及び「子が3歳に達する前」の2回、両立支援制度等に関する情報提供・意向確認・配慮を行うよう、任命権者に義務付ける。

- (1) 両立支援制度等に関する情報提供
- (2) 両立支援制度等の利用に係る意向確認
- (3) 子の心身の状況又は家庭の状況に起因し、子の出生日以後に発生する（発生が予想される）、両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認
- (4) (3) により意向を確認した事項への配慮

